

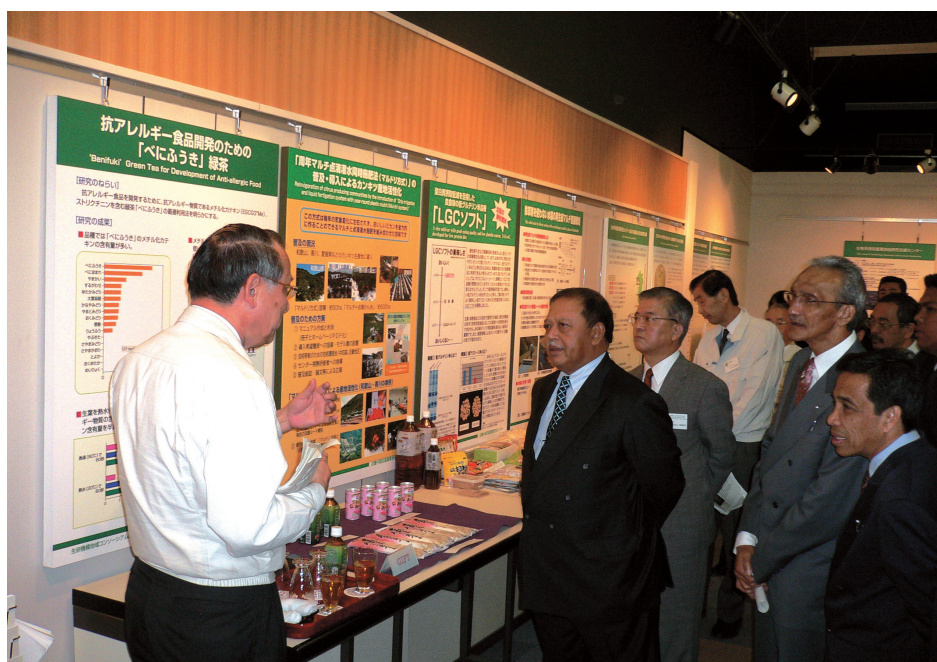
# 月刊 技術会議

www.s.affrc.go.jp

2005年  
4月号

No. 46

農林水産省 農林水産技術会議



つくばリサーチギャラリー  
を視察されるマレーシア国  
王（左から2人目）  
※コラム参照

## 巻頭言

### リエゾンマン

(社) 農林水産技術情報協会 理事長 亀若 誠

## 研究開発をめぐる 最近の動き

食料・農業・農村基本計画を閣議決定 < p 3 >

農林水産研究基本計画を決定 < p 3 >  
3月30日の農林水産技術会議で決定

APEC第4回農業バイオテクノロジーハイレベル政策対話 < p 4 >

国際シンポジウム in 石垣 < p 5 >

全国農業・畜産・食品関係試験研究場所長会との懇談会を開催 < p 5 >

21世紀の農林水産技術を展望するシンポジウム < p 6 >

ゲノム研究セミナーを開催 < p 7 >

## リエゾンマン

(社) 農林水産技術情報協会  
理事長 亀若 誠



昔、連絡調整課長時代、国際会議出席に際して、名刺の英訳がリエゾン…では軽く見られるのでは、とのアドバイスを受けたことがある。ところが、今、農林水産大臣認定TLOを運営する立場になって、「リエゾンマン」というのが重要な意味を持っていることを思い知らされている。特許訴訟でマスコミをにぎわした中村修二氏の特許出願にも、リエゾンマンが大きく関与していたと言われ、この働きがなかったら、氏はあんなにスピーディにことを運ぶことが出来なかっただろうとされている。

知財を重視し、当TLOをも強くバックアップして下さっているE社は、十数年前から「パテントリエゾンマン制度」を置き、80数名を兼務で任命している。その定義には、「特許連絡員とは、発明者と特許部との間の情報の伝達を促進させ、発明を見出し、権利化に導くための特許部への連絡と、逆に研究陣に最新の特許情報を提供させることを任務とする」とあり、その挿絵に、リエゾンマンが研究者の傍らに来て「見つけた! 特許の可能性」と叫び、研究者は「え! そうなの?」と発しているマンガがある。彼らは普通の研究者、技術者でもある。

さて当TLOであるが、認定以来1年8ヶ月、10の独法研究機関等から約800の主として単独出願のものを預かり営業活動をしてきた。この間延べ60数

本の許諾が出来た。この客層はと見ると、ほとんどが中小の企業で名前も存じあげないのが多い。これはこれで誠に結構だが、逆に農林水産関係の特許は大手とは縁が薄いのか、というそうではない。“引き合い”という場面では結構多いし、共同研究での出願も盛んなようだ。

このあたりに、自ら事業を実施している企業とそうでない研究機関の特許に大きな違いがありそうである。許諾は、非独占的通常実施権を原則としながら、共同研究・共同出願では実質他への許諾は難しくなることから、このままでいいのか、との疑問もわく。発明に際して、事業化という視点が入っていたら、例え単願のものでも中小も比較的利用し易く、又大手も簡単には回避出来ないものに仕上がるのではないかと、との想いがつのる。前述の中村氏の特許も基本特許だけの対価は1千万円余との見方があり、和解金額は周辺を含めてのものと言われている。基本的な発明に対して、周辺固めの重要性もこの訴訟事件は物語っているようだ。特許の“骨太化”の難しさは、自らは事業化しない研究機関の宿命なのだろうか。もしそこにリエゾン機能を持った研究者達がいたなら、事態が変わるのではないかと思われる。地域の振興、中小企業の活力増進という旗印からも、リエゾンマンの誕生・活躍が待たれる。■



3月8日、国賓として来日したマレーシアのサイド・シラジュディン国王が、つくばリサーチギャラリーと(独)森林総合研究所を視察されました。ギャラリーでは、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構の三輪理事長から日本の農業研究の概要と主な研究成果が、(独)国際農林水産業研究センターの岩元理事長からマレーシアとの国際共同研究の概要が紹介されました。展示コーナーでは、花粉症に悩んでおられる国王が「べにふうき」の成果に関心を持たれたとのことでした。森林総研では、田中理事長他から林業国であるマレーシアとの共同研究の成果が紹介され、木質耐震工学実験棟では阪神大震災を模した壁パネルの強度実験を実際にご覧になりました。



森林総合研究所を訪問されるマレーシア国王  
(左から3人目)

## 研究開発をめぐる最近の動き

# 食料・農業・農村基本計画を閣議決定

## 技術政策課

今後の政策推進の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画が3月25日に閣議決定されました。その中では、農政を取り巻く情勢変化を踏まえ、①新たな食料自給率目標を設定し、その向上に取り組むこと、②食の安全と消費者の信頼を確保すること、③担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地の利用集積の促進に取り組むこと、④環境保全を重視するとともに、農地・農業用水などの資源を保全する施策を確立すること、⑤農産物の輸出やバイオマスの活用などを促進する「攻めの農政」を展開することなど、政策改革の方向付けがなされました。

新たな基本計画において、農業技術は、国内農業の食品供給力の重要な要素であり、将来の農業発展の可能性の基礎となるものと位置づけられ、  
・数値目標を含めた期別達成目標等を明確化した農林水産研究基本計画を新たに策定すること

- ・この計画の下で、競争的研究資金制度等を活用するなど、産学官の連携を強化すること
- ・新技術の開発と並行して担い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図ること
- ・さらに、情報通信・ロボット技術、ナノテクノロジー、ゲノム科学等の先端技術を積極的に取り入れ、生産性の大幅な向上に結びつく革新的な技術や機能性を付与した農産物の開発等を進め、国内農業の競争力の強化につなげていくこととされています。

なお、閣議決定の対象ではありませんが、今後10年間の主な達成目標を様々な分野ごとに整理した「研究・技術開発の展望」を参考附表として取りまとめています。

# 農林水産研究基本計画を決定

## 研究開発企画官室

新たな農林水産研究基本計画については、研究基本計画検討専門委員会において、これまで10回にわたって集中的な論議を行ってきましたが、その取りまとめ結果を踏まえ、3月30日の農林水産技術会議において決定しました。

新たな農林水産研究基本計画の主な内容は以下のとおりです。

- ①新たな食料・農業・農村基本計画を始めとする施策の展開方向等を踏まえ、今後10年間で独法研究機関、公立試験研究機関、大学、民間等の研究関係者が取り組むべき農林水産研究の重点目標を設定し、各項目ごとに数値目標を含めた5年後及び10年後の達成目標を明示。
- ②重点的に取り組む研究分野として、
  - ・食品の機能性、土地利用型農業の省力化・低コスト化等の農林水産業の競争力強化に資する研究、

- ・DNA分析による品種判別技術等の食の安全・信頼の確保、
- ・バイオマスの地域循環システム等の環境・資源問題の解決を目指した研究、
- ・ゲノム科学等の先端技術を活用した革新技術の開発等を強化。

- ③優れた研究成果の創出とその実用化・産業化を目指して、
  - ・新技術の開発と並行して担い手による現地実証を行うなど、研究成果の普及・事業化のための取組の強化、
  - ・競争的研究資金制度等の活用による産学官連携の強化、
  - ・知的財産権の戦略的活用、
  - ・国民との双方向コミュニケーションの確保等の研究施策を充実。



## 農林水産研究基本計画の構成

## I 農林水産研究の理念

1. 農林水産研究が目指すべき社会的な貢献
2. 農林水産研究の特質と進め方

## II 農林水産研究の重点目標

1. 課題の解決と新たな展開に向けた研究開発
  - (1) 農林水産業の生産性向上と持続的発展のための研究開発
  - (2) ニーズに対応した高品質な農林水産物・食品の研究開発
  - (3) 農林水産物・食品の安全確保のための研究開発
  - (4) 農山漁村における地域資源の活用のための研究開発
  - (5) 豊かな環境の形成と多面的機能向上のための研究開発
  - (6) 国際的な食料・環境問題の解決に向けた農林水産技術の研究開発
  - (7) 次世代の農林水産業を先導する革新的技術の研究開発
2. 未来を切り拓く基礎的・基盤的研究
  - (1) 農林水産生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明
  - (2) 自然循環機能の発揮に向けた農林水産生態

## 系の構造と機能の解明

- (3) 生物機能・生態系機能の解明を支える基盤的研究
- (4) 食料・農林水産業・農山漁村の動向及び農林水産政策に関する研究

## III 農林水産研究に関する施策

1. 研究開発システムの改革
  - (1) 研究の企画・立案機能の強化
  - (2) 研究資金の確保と研究の効率的推進
  - (3) 人材の育成と活用
  - (4) 研究開発評価システムの高度化
2. 産学官連携の強化と民間研究の促進
3. 農林水産研究の国際化の推進
4. 知的財産の創造、確保及び活用
5. 研究情報基盤の整備と多面的な活用
6. 研究成果の普及・事業化
7. 国民との双方向コミュニケーションの確保  
(付表) 期別達成目標

なお、農林水産研究基本計画の全文は、農林水産技術会議事務局ホームページをご参照下さい。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/kihonkeikaku/top.htm>

## APEC第4回農業バイオテクノロジーハイレベル政策対話

## 国際研究課

3月2日(水)～3日(木)、韓国ソウルで標記会議が開催されました。APEC(アジア太平洋経済協力)のメンバーの21ヶ国のうち17ヶ国が参加し、日本から農林水産技術会議事務局石毛研究総務官、国際研究課柚木連絡調整係長他が出席しました。

政策対話は、「カルタヘナ議定書の実施」と「知的財産権及び技術移転」を議題に行われました。生物多様性条約事務局やAPEC知的財産権エキスパートグループなどから現在の取組みについて情報提供があり、参加国間の情報交換が行われました。

石毛研究総務官からは、①カルタヘナ議定書については国内担保法を施行し適切な実施に取り組んでいること、②知的財産権については、品種育成の保護に努めていることや遺伝資源について円滑なアクセスと衡平は利益配分が重要であること等の発言をしました。また、遺伝子組換え作物に対して消費者の不安感が強く、地方自治体では遺伝子組換え作物の一般栽培の許可制等の独自の規制も検討されている



会場の様子

ことの紹介も行いました。

今回の政策対話は、2006年にベトナムで開催される予定です。